

【事業概要】 三次市鳥獣被害対策集落支援事業

事業概要	イノシシ・シカ等の鳥獣による農作物被害および耕作放棄地の増加を防止し、集落機能の維持および集落営農の推進を図るため、集落で一体となった鳥獣被害対策を支援します。
対象者	市内の鳥獣被害対策を一体的に取り組む集落等
補助額	補助金の額は、次に定める補助上限額（1集落等に対し75万円を限度とする。又は事業の実施にかかった費用のいずれか低い方の額を限度とする。）
対象事業	<p><u>(1)鳥獣の侵入防止に関する事業</u> 一の年度につき50万円。事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内。 事業費は、30万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。 ※新品のワイヤーメッシュ柵、電気柵、トタン柵の購入に係る経費を対象とし、のり網や識別テープ（ピンクテープ）は効果が低いため対象外とする。</p> <p><u>(2)ICT機器を活用した鳥獣捕獲に関する事業</u> 一の年度につき25万円。事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内。 ※通信機能付きカメラ等のICT機器及び箱わな等の購入に係る経費を対象とする。 ※集落等の構成員の中に、狩猟免許（わな猟）の有資格者が1人以上いること、または本事業期間中に狩猟免許（わな猟）資格を取得する者が1人以上いること。</p> <p><u>(3)狩猟者の育成に関する事業</u> 狩猟免許取得の場合…1人あたり上限2万円以内。 ※新規のわな免許取得に係る受験料・講習料、広島県の狩猟者登録料を対象とし、一の集落につき3人までとする。 箱わな購入の場合…一の年度につき5万円。事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内。 ※新規の箱わな（自作を除く）購入に係る経費を対象とする。</p> <p><u>(4)各種研修会開催、先進地視察、啓発活動及び集落リーダー育成に関する事業</u> 一の年度につき5万円。事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内。 ※先進地視察や研修会等で依頼した講師謝礼を対象とする。</p> <p><u>(5)鳥獣を寄せ付かせない環境改善に関する事業</u> 一の年度につき15万円。事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内。 ※鳥獣の潜み場所となっている茂みの刈り払いに使用する林業機械等のリース代に係る経費を対象とする。</p> <p><u>(6)ジビエ利活用に関する事業</u> 一の年度につき15万円。事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内。 ※野生鳥獣の食肉利活用するための調理器具代金、ジビエ利活用研修の受講料を対象とする。</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式第1号） ・ 事業計画書・収支計画書（様式第2号） ・ 防護柵設置同意書（様式第3号）（鳥獣の侵入防止に関する事業） ・ 位置図・事業計画図（鳥獣の侵入防止に関する事業） ・ 見積書の写し ・ その他市長が必要と認める書類
実績書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書（様式第7号） ・ 活動報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書の写し ・ 完成写真（鳥獣の侵入防止に関する事業） ・ その他市長が必要と認める書類
請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書（様式第9号）
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月末締切